

市立湖西病院告示第 8 号

湖西市病院事業職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 10 月 1 日

湖西市病院事業管理者 大貫 義則



湖西市病院事業職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市立湖西病院（第7条第1項において「病院」という。）において、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する会計年度任用職員を含む。以下同じ。）が公務のために自家用車を使用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）で、職員若しくは職員と生計を一にする親族（以下この号において「親族等」という。）が所有するもの又は自動車購入代金未払を理由として金融機関その他親族等以外の者の名義となっているもの（専ら職員が使用するものに限る。）をいう。
- (2) 出張 湖西市職員の旅費支給条例（昭和30年湖西市条例第13号。以下「旅費条例」という。）第2条第3号に規定する出張をいう。

(使用承認基準)

第3条 職員は、自家用車を公務に使用することはできないものとする。ただし、所属長は、職員が公用車を使用できず、かつ、次の各号のいずれかに掲げる職員からの申出があった場合において、公務の円滑な執行に資するために自家用車の使用がやむを得ないと認めたときは、例外的に自家用車の公務使用を承認することができるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により運転免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡を使用すべきこととするものを除く。）が付されている職員
 - (2) 前号に掲げる者のほか、病院事業管理者が必要と認める職員
- 2 前項ただし書の規定により、公務使用を承認する場合において、所属長はやむを得ないと認められる場合に限り、同一用務のため同一目的地に出張をする他の職員の同乗を承認することができる。

(使用承認の制限)

第4条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車の公務使用を承認してはならない。

- (1) 職員の運転経験年数が1年に満たない場合又は運転技術に習熟していないと認められる場合
- (2) 職員が過去1年間において、その責に属する交通事故を起こし、又は道路交通法に違反し、刑罰又は行政罰に処せられた場合
- (3) 職員の心身状態が運転に不適当と認められる場合
- (4) 自家用車の点検又は整備が不十分であると認められる場合
- (5) 自家用車について、対人賠償額無制限及び対物賠償額500万円以上の任意自動車保険契約（自動車共済を含む。以下「任意保険」という。）が締結されていない場合
- (6) 他の職員が同乗する場合において、前号の任意保険のほか1,000万円以上の搭乗者傷害保険契約が締結されていない場合
- (7) 交通事故が発生した場合には、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）及び任意保険の保険金を損害賠償に充てることについて承諾していない場合
- (8) 市外（隣接市を除く。）への出張に自家用車を使用する場合（特別の事情により所属長が当該使用について事前に承認した場合を除く。）
- (9) 気象状況又は道路状況が悪く、自家用車の運転に危険が伴うと認められる場合
- (10) 患者又はその家族等を同乗させる場合（緊急等の場合を除く。）
- (11) 出張の経路又は時間帯に合理性が認められない場合
- (12) 出張に使用しようとする自家用車に次条第3項後段の規定により同乗を承認されている職員以外の者を同乗させる場合（災害その他の緊急の用務等に使用する場合を除く。）
(使用承認の手続)

第5条 自家用車を公務に使用する職員は、公務に使用する自家用車申請書（様式第1号。以下この条において「申請書」という。）及び承諾書（様式第2号）により使用する自家用車を所属長に申請をし、あらかじめ所属長の承認を得なければならない。当該申請に係る申請書の記載事項に変更が生じた場合についても、同様とする。

- 2 職員から前項の申請があったときは、所属長は、前条に規定する要件を確認した後、承認の可否を職員に通知するものとする。この場合において、当該承認をした所属長は、申請書の写しを管理課長に提出するものとする。
- 3 職員（同乗する職員を含む。）は、自家用車を出張に使用するときは、その都度、

自家用車による旅行命令簿（様式第3号）により所属長にその旨を申し出て決裁を受けなければならない。自家用車に当該職員以外の職員を同乗させるときもまた、同様とする。

- 4 所属長は、前項の規定による申出がなされたときは、自家用車による出張を命ずることができる。

（運転者の義務等）

第6条 職員は、自家用車を公務に使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守し、安全の確保と交通道徳の向上に努めなければならない。

- (1) 道路交通法等関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 心身の状態が優れないときは運転を避けること。
- (3) 整備不良による事故等の未然防止のため、自家用車の整備点検に万全を期すこと。

- 2 所属長は、自家用車を公務に使用する職員に対し、交通事故を未然に防止するための前項各号の励行徹底を図り、適切な指揮監督を行うとともに当該職員に過度の負担がかからないよう十分留意しなければならない。

（使用承認の手続）

第7条 病院が損害賠償するのは、職員が自家用車を公務に使用し他人に損害を与えた場合において、自賠責保険及び任意保険によって填補できる部分を除いた部分に限る。ただし、病院が損害の賠償をした場合において、当該職員に故意又は重大な過失があったときは、病院は、当該職員に対して求償することができる。

- 2 所属長の承認を受けないで使用した自家用車によって他人に損害を与えた場合における損害賠償は、全て職員の責任とする。

（交通事故の処理）

第8条 職員は、公務使用中の自家用車で交通事故を起こした場合、負傷者の救護等緊急措置を講じるとともに、速やかに所属長へ事故発生状況を電話等で報告し、その指示に従うものとする。この場合において、職員は、関係する自動車保険会社等にも連絡しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその状況を病院事業管理者及び関係部署へ報告するものとする。

- 3 所属長は、交通事故発生状況を調査し、湖西市職員服務規程（令和6年湖西市規程第10号）第18条第2項に定める関係書類に所属長の意見を付して管理課長へ提出するものとする。

- 4 第1項に規定する場合において、同項の事故により職員に損害が生じたときの当該事故の相手方に対する損害賠償の請求等については、当該事故の当事者間で処理するものとする。

(車賃の額)

第 9 条 旅費条例第 16 条第 2 項の規定により、職員が自家用車を使用して出張をした場合に支給する車賃の額は、1 キロメートルにつき 37 円とする。

- 2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、旅費条例第 12 条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。
- 3 前項の規定により通算した路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(職員に対する給付等)

第 10 条 職員が自家用車を公務に使用した場合には、職員に対して旅費条例の定めるもののほか、いかなる給付又は弁償も行わないものとする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

公務に使用する自家用車申請書

所属長

運転者	職・氏名		免許の種類	
	免許取得日	年月日	免許有効期限	年月日
	過去1年以内の免許取消し又は停止：(有・無)		過去1年以内の交通違反による刑罰：(有・無)	
使用車両	車名		車種	
	乗車定員		車台番号	
	登録番号		車検有効期限	
	所有名義人	(氏名) (続柄)		
	通勤の状況	自家用車使用：(有・無) 通勤手当の支給：(有・無)		
自賠責保険	契約先			
	証書番号		満期日	
任意保険	契約先			
	証書番号		満期日	
	保険金額	対人賠償：	対物賠償：	
		搭乗者傷害： 人身傷害補償：	その他：	
備考	(任意保険に特約条項等がある場合は記載すること。)			
上記のとおり、湖西市病院事業職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程第5条の規定により申請します。				
年月日				
(所属長) 様				
職・氏名				
上記の申請については、湖西市病院事業職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程第5条に基づき承認します。				
年月日				
(所属長)				
職・氏名				

- (注) 1. 申請の内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。
2. 所属長の承認後に本様式の写しを管理課長に提出すること。
3. 免許証の写し（表裏両面）並びに車検証並びに自賠責保険及び任意保険の保険証券の写し（上記記載事項が分かる部分）を添付すること。

(記入要領)

- ・ 記入に当たっては、添付書類記載事項の誤記又は記入漏れがないよう注意すること。
- ・ 「車名」欄は、自家用車の通称名(例 トヨタカローラ)を記入すること。
- ・ 「車種」欄は、車検証の「自動車の種別」欄記載の種別を記入すること。
- ・ 「車台番号」欄は、車検証の「車台番号」欄の番号を記入すること。
- ・ 「登録番号」欄は、車検証の「車両番号」欄の番号を記入すること。
- ・ 自賠責保険及び任意保険の「契約先」欄は、それぞれ契約の相手方である損害保険会社等の名称を記入すること。
- ・ 「満期日」欄は、それぞれの保険契約期間の末日を記入すること。
- ・ 「保険金額」の各欄は、それぞれ補償の対象となる1名又は1事故についての補償額を記入すること。
- ・ 「備考」欄は、任意保険について特約条項等(例 使用目的特約)がある場合は、その内容を記入すること。
- ・ この記入要領に説明のない記入欄については、適宜添付書類の記載事項のうち該当となる事項について記入すること。

様式第2号(第5条関係)

承 諾 書

私は、申請により承認された自家用車を公務に使用するに当たっては、湖西市病院事業職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程第4条及び第7条の定めるところにより、自賠責保険及び任意保険を使用することを承諾します。

年 月 日

所属長

_____様

(所属名) _____

(氏 名) _____

様式第3号(第5条関係)

自家用車による旅行命令簿

出張者氏名

(注)車賃は、1kmにつき37円とし、路程は、出張ごとに1km未満を切り捨てる。

合 計 km 円